

令和4年12月15日

## 国立青少年教育振興機構における職員の新型コロナウイルス感染の公表の取扱いについて

これまで、当施設職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、施設利用者の感染防止の観点から、ホームページでの公表を行ってきました。

現在、基本的な感染症対策を徹底した対応・運営を実施しており、施設利用者が濃厚接触者となる可能性が極めて低いことから、以下の公表基準に変更することとしました。

(公表基準)

- 1 施設の業務を一時的に停止する場合(施設の業務縮小・休館等を含む)
- 2 施設内でクラスターが発生した場合
- 3 そのほか施設利用者に大きな影響を及ぼすと考えられる場合